令和６年度ネットワークいわて取組状況一覧（医師の働き方改革に関する取組等報告書）

	令和６年度の取組内容等	今後の取組方向等
岩手県 **（医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて）** **（県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議）**	○令和６年度の主な取組 １　啓発動画 医師の時間外労働の上限規制の制度周知をはじめ、コンビニ受診の防止、かかりつけ医の普及を推進することを目的に配信するもの。 ・テレビ放映（５月） ・ＹｏｕＴｕｂｅ（岩手県公式動画チャンネル）公開（５月～） ・インターネット動画サイト（ＹｏｕＴｕｂｅ、ＴＶｅｒ）での広告（６月） ２　岩手県適正受診啓発マンガ「みんなで守ろういわての医療！」 救急医療の適切な利用や、大病院と診療所等の役割分担のほか、かかりつけ医を持つことの重要性を知っていただくこと等を紹介するもの。 ・増刷配布（予定） ３　県政広報媒体 岩手県広報実施計画に基づき、各種媒体を活用した県民周知を実施するもの。 ・テレビ、ラジオ、ＳＮＳ等による適正受診の啓発等（予定） ４　その他 ・適正受診や正しい生活習慣の理解促進に向け、各圏域で学校での出前講座を実施。 ・各圏域での会議や研修会等の実施、学生への医療現場の紹介、リーフレットやポスターを用いた情報提供の実施。 ＹｏｕＴｕｂｅ（岩手県公式動画チャンネル）による啓発動画 適正受診啓発マンガ 【参考】令和５年度の取組実績 １　県民みんなで支える岩手の地域医療推進大会 日時　令和６年１月 30 日（火）15：00～16：30 場所　盛岡市民文化ホール 内容　①講演　講師　小笠原邦昭　岩手医科大学附属病院　病院長 吉田徹　岩手県立中部病院　院長　吉田徹 ②対談　達増拓也　岩手県知事 デーモン閣下　厚労省「上手な医療のかかり方」大使 ２　各圏域の学校での出前講座 本庁では県立盛岡第一高校で岩手医大附属病院小笠原病院長の講演を実施（令和５年 12 月 19 日） ３　医師の働き方改革に関する研修会 日時　令和５年９月 28 日（木）15：00～17：00（オンライン開催） 内容　講師　裵英洙　氏（ハイズ株式会社代表・慶應義塾大学特任教授） ４　県民向け広報 ・かかりつけ医の普及に係る広報動画の制作、病院への配布等 ・県政広報媒体での情報発信（テレビ、ラジオ、ＳＮＳ、ＷＥＢ） ・ポスター、リーフレットの配布　352 箇所（リーフレット 10,000 枚、ポスター500 枚） 	（医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて） ・　国が進める医師の働き方改革における課題や地域医療に与える影響等を把握する。 ・　医師の働き方改革に対応するための医療機関の取組と、多様な主体による地域医療を支えるための取組を共有する。 ・　医師の働き方改革を進めながら地域の医療体制を確保していくための構成団体間の連携を推進する。 （県民みんなで支える地域医療推進推進会議） ・　医師不足等により本県の医療環境は依然として厳しく、医療従事者の確保が重要な課題となっているほか、令和６年４月施行の医師の働き方改革への対応も必要。 ・　医療従事者の負担を減らすため、岩手県を取り巻く医療の課題を理解し、医療を守るための適正受診等を心掛け、自分を守るために病気やその予防に関する知識を深めることが必要。 ・　こうした取組の方向性を「Ⅰ　医療に親しみ、理解する」「Ⅱ　医療を守る」「Ⅲ　自分を守る」の３本柱として構成し、事業を展開。

令和６年度ネットワークいわて取組状況一覧（医師の働き方改革に関する取組等報告書）

	令和６年度の取組内容等	今後の取組方向等
岩手県医師会	本会では、「勤務医として医療の進展に寄与すると共に、勤務環境の向上並びに会員相互の福祉増進、親睦をはかること」を目的に『岩手県医師会勤務医部会』を設置している。　※今期の幹事名簿は**参考資料１**参照 ○令和６年度の主な取組 １　令和６年度事業計画について 今年度の事業計画は下記の通りとしている。 (1) 勤務医の労働衛生環境の向上 (2) 臨床研修、専門医制度への対応 (3) 医師の働き方改革の推進 (4) 勤務医の医師会加入促進による医政への積極的参加 (5) 令和７年度全国医師会勤務医部会連絡協議会の準備 ２　幹事会について 今年度の移動幹事会、合同講演会のテーマ等について協議し、「医師の働き方改革」についても幹事がおかれている状況等について議論された。 ３　移動幹事会について 例年 10 月に郡市医師会持ち回りで「移動幹事会」を開催している。幹事会の後、地元の医師によるパネルディスカッションを行い、テーマに沿った議論を行うもの。今年度は二戸医師会・久慈医師会合同で担当し、「県北医療の現状と課題」をテーマにディスカッションがなされた。参加者は本会役員、勤務医部会幹事、担当郡市医師会の役員および会員としている。　**※参考資料２**参照 ４　病院部会との合同講演会について 例年３月に病院部会と合同で講演会を行っている。今年度は３月１日（土）に、特別講演、パネルディスカッションを行う。特別講演講師は石巻赤十字病院院長　石橋悟先生より「ティール組織の構築（仮題）」について講演を頂戴し、パネルディスカッションでは、「医師の働き方改革のその後」をテーマに４名の各立場の医師から発表していただく。参加者対象は医療関係者。　**※参考資料３**参照	１　勤務医・開業医問わず会員への情報発信 ２　幹事会、移動幹事会、合同講演会を通した、現場の意見の収集および課題に対する検討や、講演会の企画。 ３　令和７年度全国医師会勤務医部会連絡協議会の開催 →日本医師会が主催、本会担当で令和７年 11 月８日（土）にホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングで開催する。参加予定人数は約 400 名で、全国の都道府県医師会勤務医担当役員や、会員、日本医師会役員が参加する。メインテーマを「勤務医が生き生きと活躍できる場を作る～混沌を成長の機会に～」とし、本県に状況や、他県の状況、また全体ディスカッションを行い、医師の働き方改革やその他の勤務医が抱える課題や問題について広く議論する予定。 **※参考資料４**参照
岩手医科大学附属病院	○令和６年度の取組 ・　専門・認定看護師・特定看護師の活用および PLN 院内認定看護師の活用等、看護部をはじめとした人材を有効に活かし、専門的ケアの実践とともに医師の負担を軽減すること。 ・　医師事務作業補助者（MA）の配置を希望する診療科に MA 配置が完了したが、さらなる勤務負担軽減に向けた、段階的な MA 増員を進めること。 ・　診療看護師（NP）、救急救命士の職種を採用し、タスクシフトを促進すること。 ・　医師労働時間短縮計画を見直し、更新すること。 ・　管理者のトップマネジメント研修（主催：厚生労働省）の受講をはじめ、積極的に研修に参加すること。 【参考】令和５年度以前の取組実績 ＜院内における体制＞ 岩手医科大学附属病院では平成 22 年度より毎年病院部門の各職種（病院長、副院長、内科系診療科部長、外科系診療科部長、歯科診療科部長、薬剤部長、看護部長、中央放射線部技師長、中央臨床検査部技師長、病院事務部長等の事務部門）が委員となる病院職員勤務環境改善委員会を開催し、医師をはじめとした病院職員の負担軽減策（タスクシフト等）及び処遇改善実施の評価・目標達成状況確認を行っている。委員会で決定された改善計画等については、附属病院臨床部長会議・医局長会議・病院管理者連絡会議において報告され、院内に周知されている。 加えて、令和２年度以降は医師の時間外労働規制の施行に対応するため、診療科部長、医局長、女性医師、専攻医、研修医、看護部長で構成される、医師の働き方改革推進プロジェクトチームを設置した。 ＜院内研修活動＞ ・令和５年５月 24 日に外部講師による「医師の働き方改革特別講演」を実施し、診療科部長、医局長、各所属長が研修を受講した。 ・厚生労働省主催の医師の働き方セミナー、岩手県医師会の講演会等に、医師が積極的に参加した。	・　従前の取り組みを継続しつつ、診療報酬を踏まえた体制整備を進めること。 例：医師事務作業補助者の配置拡充、下り搬送の連携促進他。 ・　特定労務管理対象医療機関の指定更新に向けた取り組みの中で、院内の取り組みを推進すること。

令和６年度ネットワークいわて取組状況一覧（医師の働き方改革に関する取組等報告書）

	令和６年度の取組内容等	今後の取組方向等
	＜医療圏域の住民への啓発活動＞ ・　テレビ番組『健康大百科』（テレビ岩手・令和４年６月 25 日放映）に附属病院長が出演し、岩手県民の皆様に「病状や手術などの説明を、診療日の診療時間内に行うこと」等をお願いした。 ・　「県民みんなで支える岩手の地域医療推進大会」（令和６年１月 30 日：岩手県主催）において附属病院長が講演し、関係団体及び岩手県民に対し「医師の時間外労働の上限規制の制度周知とかかりつけ医による適正受診の普及啓発」等を呼びかけた。	
盛岡赤十字病院	医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担をして、勤務医負担軽減計画を立案して取り組んでいる。 １　総務課 ・医師事務作業補助者による文書代行作成支援 ・医師の正確な判断・指示の下、医師事務作業補助者が電子カルテの代行入力 ・学会等、関係団体に登録するデータ作成支援 ２　医事課 ・臨床指標の作成支援 ・診療情報管理士による DPC コーディング支援 ・診療情報管理士によるコーディングの精度管理と情報提供 ３　医療社会事業部 ・主治医意見書の作成支援 ４　リハビリテーション技術課 ・身体障害者手帳作成の診断書、各種生命保険の診断書の ADL、筋力、可動域評価の実施 ・脳神経外科のタップテスト検査、水頭症患者の手術前後の運動機能・認知機能評価 ・廃用症候群リハビリ及びリハビリ算定越え患者（外来）のレセプト文書作成支援 ５　薬剤部 ・修正オーダー入力支援 ・医薬品の適正使用を徹底するために必要な検査等の提案 ６　検査・病理技術課 ・診察前および治療前に迅速に検査結果やパニック値を報告 ・乳腺、甲状腺および前立腺生検や骨髄液採取への介助 ７　放射線管理・画像診断技術課 ・撮影部位の確認・検査オーダーの代行入力 ・画像誘導放射線治療（IGRT）における画像の一次照合 ・血管造影・画像下治療（IVR）における補助行為 ・放射線検査等に関する説明 ８　栄養課 ・患者個々の病態や検査値等を確認し、適切な食事内容の提案と代行入力 ・栄養指導が必要な患者について栄養指導介入を提案し実施 ９　看護部 ・外科領域、創傷関連の特定行為研修終了看護師を活用した業務支援 創部の局所陰圧閉鎖療法の管理、褥瘡処置管理他 ・看護師外来による業務支援 WOC（人工肛門）外来、リンパ浮腫外来、助産師外来（妊婦検診、母乳、育児外来）	医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担をして、勤務医負担軽減計画を立案し、毎年取り組んでいく。
北上済生会病院	○令和６年度の主な取組 １　医療クラークの配置による医師の事務作業の軽減 医局クラークの配置：20 対 1 の維持 ２　入院や検査の説明等、他職種による業務分担の実施 ・臨床検査技師による腹部超音波検査の継続 ・事務職員、看護補助者等による業務分担の継続	・左記 取組内容について、継続して行っていく。 ・医師の働き方改革を進めるとともに、地域の医療体制確保のため、他の医療機関との連携を促進する。

	令和６年度の取組内容等	今後の取組方向等
	初診時の予診、入院の説明、服薬指導、静脈採血等、検査手順の説明 ３　医師の勤務体制環境整備等に係る医師確保の取組み ・大学病院等への常勤医師確保の要請と診療応援の依頼 ・当直翌日の業務内容に対する配慮 ・当直業務や処遇に対する配慮　　**※ 参考資料**（院内掲示）	
国立病院機構盛岡医療センター	○令和６年度の取組 １　臨床工学技士による医療機器の管理 人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプのメンテナンスを含む医療機器の管理について、臨床工学技士の積極的な活用を図り、医療安全の確保及び医師の業務負担軽減を図っている。 ２　医師事務作業補助者の配置 医師の指示のもと「診断書の作成補助」「退院時のサマリの作成補助」「入院診療計画書の作成補助」「診療情報提供書の作成補助」「主治医意見書の作成補助」等の医師事務作業の補助実施を行い、医師の業務負担軽減を図っている。 ３　病棟薬剤師の配置 病棟専任薬剤師を配置し、医師への積極的な処方の提案、入院患者の持参薬鑑別の迅速化を図ることで医師の業務負担軽減を図っている。 ４　ワークライフバランスに関する制度の周知 「出産・子育て」「介護」による短時間正規雇用制度や、育児休業の分割取得等、制度の周知を図り医師確保に努めている。 ５　当直に対する配慮 他院からの診療援助の応援により、連続当直を行わない勤務体制や術前の当直に配慮している。 ６　地域の医療機関との連携体制 当院の地域医療連携室を中心として、近隣医療機関との連携強化に努め、他の医療機関への逆紹介や老健施設等への退院調整を行い、患者が集中しない体制を図り、医師の業務負担軽減を図っている。 ７　電子カルテ導入によるＩＴ化の推進 診療録記載等の事務的作業の軽減を図っている。 ８　看護師特定行為の実践 看護師特定行為で診療の補助を行い、医師の業務負担軽減を図っている。	左記取組については、継続して行うが、７については、更なる業務効率化に向け医師の意見等をシステムに反映させるよう努める。また、８については、看護師特定行為を行う対象患者を増やし、更なる医師の業務負担軽減に努める。
岩手県医療局	○　令和６年度の主な取組 １　診療科長に向けた労務管理等に関する研修会 日時　令和６年９月 17 日（火）15：00～16：30（ｵﾝﾗｲﾝ開催、病院へ DVD 配布） 内容　・医師働き方改革の概要について（講師：特定社会保険労務士　柚木寛幸氏） ・県立病院の超過勤務の状況と縮減に向けた取組の徹底（医師支援推進室） ・医師の労務管理の留意点（医師支援推進室） ２　院内における意識啓発 医師の働き方改革ニュース　８月号「自己研鑽について」　　10 月号「ｱﾝｹｰﾄの実施と働き方改革の概要について」　**※参考資料** ３　県立病院の医師の働き方改革に係るアンケートの実施 医師の働き方改革を進めるに当たり、制度の認知度や個々の医師の状況等を確認するためにアンケートを実施（令和６年 10 月） 対象者　県立病院の常勤医師（630 人） 内　容　制度認知、労務管理、超過勤務申請、働き方、自由記載 ４　長時間労働医師に対する面談（ヒアリング） 業務効率化に向けた課題整理を行い、超勤削減策を病院と共有し、対応の強化を図るため、長時間労働医師と医師支援推進室の面談を実施 時　　期　令和６年 10 月～12 月 対 象 者　超過勤務時間が月 80 時間を超えた医師のうち、病院長が希望する者 面談内容　対象医師の勤務状況の把握と課題抽出、改善に向けた提案、特例水準医師への依頼（代償休息、インターバル、面接指導） ５　厚生労働省委託事業の実施 厚労省の委託事業の対象として、岩手県立中央病院における医師の働き方改革の取組に係る支援が選定されたもの。	医師の働き方改革の推進に当たり、県立病院の医師が健康に働き続けることができる環境整備を進め、医療の質・安全を確保するとともに、持続可能な医療提供体制を維持するため、個々の医師の意識、マネジメント、組織的な課題等の解決に向け、引き続き各病院が連携して取り組んでいく。 （労働時間の適正化） ・各病院の代償休息取得状況や面接指導実施状況を確認し、共有する。 ・医師の労働時間上限規制の影響等について、医療機関等に聞き取りを行い把握し、対応 していく。 （医師の労働時間短縮に向けた取組） ・全病院で作成した「医師の労働時間短縮に係る計画」を半年ごとに評価を実施するなどＰＤＣＡサイクルによる取組を進めるとともに、医師の負担軽減に向け、医療クラークの効率的な配置によるタスクシフト等の取組を推進する。

	令和６年度の取組内容等	今後の取組方向等
	事 業 名　「医療勤務環境マネジメントシステムに基づく医療機関の総合的取組の調査研究及び支援事業」 受託業者　ＰＷＣコンサルティング合同会社、ハイズ株式会社 事業内容　医療機関への働き方改革支援（現状調査、労働時間短縮に係る支援等）、働き方改革推進に伴う収支への影響分析等 実施期間　令和６年８月～令和７年３月	
全国自治体病院協議会 岩手県支部	【奥州市総合水沢病院】 ・医師の働き方改革に関する研修会等への参加 ・勤務環境改善計画の策定 ・面接指導実施医師養成講習会の受講 ・宿日直許可の取得 ・タスクシフトによる医師の労働時間短縮 【雫石町立雫石診療所】 有床診療所である当診療所は令和３年１月以降、常勤医師１名で外来診療、病床診療に加え訪問診療、オンコール対応、休日当番医を行っている。医師の負担軽減策として、非常勤医師２名を雇用し、オンコール、外来診療の応援を頂いている。そのほか、岩手医大から毎月２回、医師を派遣していただきオンコール対応をして頂いている。 【洋野町国民健康保険種市病院】 コメディカルへの業務移管による勤務医の業務軽減。（診療記録等の代行入力、主治医意見書・紹介状等作成業務、持参薬の確認等の患者対応、入退院支援及び検査手順や入院時の説明等） 【一関市】※全自病岩手県支部会員は藤沢病院（一関市）だが、市として取り組みを行っているとのことから参考に記載。 ○令和６年度の主な取組 １　啓発資材の作成、配布 市で独自に適正受診啓発用の資材を作成し、市内医療機関や公共施設等へ配布した。 ・ポスター　300 枚 ・ボックスティッシュ　3,000 個 ２　市広報への定期掲載 医療機関の適正受診について、市広報に専用ページを設けて記事を掲載し、市民へ周知するもの。 ・記事掲載：令和６年８月号、11 月号 ３　ホームページ等への記事掲載 医療機関の適正受診について、各種媒体を活用し市民へ周知するもの。 ・媒体：市ホームページ、市公式 LINE、デジタルサイネージ（市内商業施設に設置） 【西和賀さわうち病院】 当町立病院では早くからタスクシフト／シェアやＩＣＴの活用に取り組み、時間外労働の縮減に努めた結果、「断続的な宿直又は日直勤務の許可」を労働基準監督署から受け、　「時間外労働休日労働に関する労働者の過半数代表者との協定」も、法律で定める上限の範囲で締結して労働基準監督署に届け出ています。	【奥州市総合水沢病院】 ・長時間労働医師に対する面談（ヒアリング） 対象者：超過勤務時間が月 80 時間を超えた医師 内　容：対象医師からの聞き取り 現在の勤務状況及び課題の把握 改善に向けた提案　　等 ・労働時間適正化の継続 年次休暇取得状況や面談実施状況を確認し、共有する。 【雫石町立雫石診療所】 今後も町立の診療所として、外来、病床対応について継続していく必要があることから、県医師支援推進室や岩手県国民健康保険連合会等と医師確保について情報共有をし、常勤医師の招聘に努めていく。 【洋野町国民健康保険種市病院】 ・コメディカルのへの業務移管の一層の推進。 ・医師事務作業補助者のスキルアップ（担当診療科のローテーション） 【一関市】※全自病岩手県支部会員は藤沢病院（一関市）だが、市として取り組みを行っているとのことから参考に記載。 ○令和７年度以降の取組内容 １　救急安心センター（＃7119）の周知 岩手県が実施する救急安心センター事業（＃7119）の運用開始に伴い、市ホームページ等を活用し、市民へ周知をする。 ２　市広報等への記事掲載 年間２～３回、専用ページを設けて記事を掲載する。 【西和賀さわうち病院】 引き続き、医師事務作業補助者の活用や医師を含めた当院で働く全ての職員の働き方改革を進め、確実な労働管理のもとで時間外勤務の削減や年次有給休暇の取得を推進し、誰もが心身の健康を維持しながら、いきいきと医療に従事できる職場環境を構築していきます。

令和６年度ネットワークいわて取組状況一覧（医師の働き方改革に関する取組等報告書）

<table>
<tr><th></th><th>令和６年度の取組内容等</th><th>今後の取組方向等</th></tr>
<tr><td></td><td>【八幡平市立病院】
院内の業務改善委員会が毎年策定する職員の負担軽減計画に「医師の勤務体制（勤務医の負担軽減）」として次の内容を盛り込み院内で共有、取り組んでいる。
・勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
・育児・介護休業法第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
・外来等診療の負担軽減</td><td>【八幡平市立病院】
当院医師の時間外等労働時間は、Ａ水準以内であることから、負担軽減計画に沿って、連続当直等を行わない勤務体制等の実施を継続したい。</td></tr>
<tr><td>岩手県国民健康保険団体連合会</td><td>令和６年度に本会が事務局となって盛岡で開催した「第 64 回全国国保地域医療学会」での演題発表において、医師の働き方改革に関する取組みについて、各国保診療施設間の情報共有を行った。
また、岩手県内の深刻な医師不足と地域偏在の解消を図るため実施している「市町村医師養成事業」を推進して、医師の働き方改革につながる、市町村立病院等への勤務医師確保に努めている。

〔市町村医師養成事業〕
将来、岩手県内の市町村立病院及び県立病院等に勤務していただく医師確保のため、岩手県と市町村からの財政負担により運営している医師奨学金制度で、現行制度は平成 20 年度から実施している。
募集人員…毎年 15 名以内
貸付額……月額 20 万円、入学一時金 760 万円（私立大学入学者のみ）</td><td>今後も引き続き、岩手県内の国民健康保険診療施設の事務（局）長等関係職員の学術研鑽、相互協力を図り、診療施設運営と経営の管理向上に寄与することを目的に開催している「国保診療施設管理研究会」等の機会を活用しながら、医師の働き方改革に関する情報提供や情報共有等に取り組んでいきたい。</td></tr>
<tr><td>岩手県医療勤務環境改善支援センター</td><td>1　岩手県勤務環境改善支援センター（以下、勤改センター）における医療勤務環境改善の取組
(1) 医療機関の勤務環境改善に関する個別相談、情報提供、支援ニーズの調査
(2) 医療機関への医療労務管理等の専門アドバイザーの派遣
(3) 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する普及啓発、研修会の開催
(4) 医療機関が策定する勤務環境改善計画の策定支援
(5) その他医療機関の勤務環境の改善促進のための事業
2　取組内容
(1) 医療機関の勤務環境改善に関する個別相談、情報提供、支援ニーズの調査
・個別相談
<table><tr><th>主な相談内容</th></tr><tr><td>長時間労働医師の面接指導について</td></tr><tr><td>宿日直許可申請について</td></tr><tr><td>36 協定について</td></tr><tr><td>補助金、勤務環境改善計画について</td></tr><tr><td>メンタルヘルスについて</td></tr><tr><td>人材確保について</td></tr><tr><td>組織の意識改革について</td></tr></table>・調査
勤改センターとして支援ニーズを把握するための調査（年２回）に加え、厚生労働省からの依頼による調査を実施した。
<table><tr><th>調査元</th><th>調査対象</th><th>調査内容</th></tr><tr><td>岩手県勤務環境改善支援センター</td><td>県内全病院</td><td>令和６年勤務環境改善に係る調査（第１回・第２回）</td></tr><tr><td rowspan="3">厚生労働省</td><td>県内全病院</td><td>医療従事者の処遇改善（賃金改定）の状況</td></tr><tr><td>病院、夜間休日救急・休日急患診療所、分娩対応有床診療所</td><td>特定労務管理指定状況について
医師の働き方改革施行後調査（第１回・第２回）
令和６年勤務環境改善に係る調査（第１回・第２回）</td></tr><tr><td>特定労務管理対象機関</td><td>令和４年度及び令和５年度の医師の時間外・休日労働の実態特定対象医師の時間外・休日労働の実態（第１回・第２回）</td></tr><tr><td></td><td>病院及び有床診療所</td><td>長時間労働医師に対する面接指導実施状況
勤務間インターバル等の実態</td></tr></table></td><td>これまでは医師の時間外労働時間の上限規制に向けた宿日直許可の取得や勤務環境改善計画の策定等による勤務環境の改善に向けた準備に注力してきた。
今後は策定した勤務環境改善計画に基づき PDCA サイクルを運用すること等、医療機関の自主的・継続的な取組に対する支援が必要である。
勤改センターでは、勤務環境に必要な情報提供や医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及啓発をするとともに、運営協議会構成団体等と連携し、引き続き相談対応や個別支援等、医療機関に必要な支援を行う。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>令和６年度の取組内容等</th><th>今後の取組方向等</th></tr>
<tr><td>岩手県医療勤務環境改善支援センター</td><td>
(2) 医療機関の求めに応じた医療労務管理等の専門アドバイザーの派遣
個別相談やニーズ調査において、医療機関からの希望を確認し、必要な専門アドバイザーや職場研修会への講師を派遣。アドバイザーや講師は医療機関の希望内容に応じて、勤改センターが選任し派遣する。

職場研修会等への講師派遣（令和６年度実績）
<table>
<tr><th>アドバイザー・講師</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>精神保健福祉士</td><td>メンタルヘルスについて</td></tr>
<tr><td>精神保健福祉士</td><td>ハラスメント＆アンガーコントロール</td></tr>
<tr><td>医業経営アドバイザー</td><td>医業経営アドバイザーによる支援に係る説明</td></tr>
</table>

(3) 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する普及啓発、研修会の開催
勤改センター主催の研修会を開催。令和６年度（実績見込）は次のとおり。
<table>
<tr><td>研修会名</td><td>医療勤務環境改善研修会＆実務者セミナー</td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td>令和７年２月６日（木）13：30～16：00</td></tr>
<tr><td>開催方法</td><td>オンライン開催（オンデマンド配信（予定））</td></tr>
<tr><td>講演（講師）</td><td>①マネジメントシステムについて、好事例と今後の課題（医業経営アドバイザー　齋藤　勝美）
②医療ＤＸと業務改善（中小企業診断士・医療経営アドバイザー　杉原　慧）</td></tr>
</table>

(4) 医療機関が策定する勤務環境改善計画の策定支援
医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療勤務環境改善計画の策定は、平成 27 年から県内全病院に推奨し、積極的に支援をしている。
勤務環境改善計画策定状況は、県内全 89 病院中、71 病院が策定済み。(R6.12.27 時点)

(5) その他医療機関の勤務環境の改善促進のための事業
・　医療勤務環境改善支援補助（R6 年度実績見込　１件）
・　働き続けられる職場環境づくり推進事業
岩手県看護協会と連携して「医療職のワーク・ライフ・バランス推進事業」を活用した取組
・　立入検査後の支援
令和６年度より保健所が行う医療機関への立入検査の検査項目に、面接指導の実施及び面接指導実施後の措置状況の確認、勤務間インターバル・代償休息の確保状況の確認が追加され、保健所からの情報提供により、改善支援を行うこととされている。(R6.12.27 時点　実績なし)
・　医業経営に係る支援について
医業経営に関する専門知識を有する医業経営アドバイザーによる支援について、周知の一環として勤改センター主催研修会で講演を実施(予定)。
</td><td></td></tr>
</table>

令和6年4月

医師の時間外労働規制はじまる

医師不足県である岩手県の医療は、
医師の献身的な長時間労働によって支えられてきた側面があります。
しかし、令和6年4月から、「医師の働き方改革」で医師の時間外労働が制限されます。
皆さんが医療機関を適切に利用することで、診療への影響をおさえることができます。
皆さんの行動が、いわての医療を支える力になります。

医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて
（事務局：岩手県医師支援推進室）

医師の時間外労働規制（医師の働き方改革）とは？

令和3年に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、令和6年4月から医師の時間外労働・休日労働の上限が年960時間に規制されます。

また、病院は所属する医師に対して、連続した勤務時間の制限や、勤務間の休息時間の確保などに取り組む必要があり、遵守しなければ病院に罰則が科せられます。

「医師の働き方改革」についてもっと知りたい方はこちら
（厚生労働省）
医師の働き方改革の推進に関する検討会

医師の時間外労働の状況は？

医師の労働時間は、他の職業と比較して、非常に長く過酷な労働状況となっています。

出典：総務省統計局 平成29年就業構造基本調査

わたしたちが受ける診療への影響は？

公立病院などでは「医師の働き方改革」に取り組まなければ、大学から医師の派遣を受けることが難しくなり、病院の診療が縮小されて、皆さんがこれまでのように受診できなくなるなどの影響が出る可能性があります。

いわての医療をまもるために、わたしたちができることは？

医療機関では、医師の時間外労働を減らすために、業務の改革を進めています。
いわての医療をまもるために、医療機関の取り組みに加え、皆さんのご理解とご協力が必要です。

【病院からのお願い】

- 症状が重くない場合は、まずは、**かかりつけ医（身近な開業医）へ**
- 病院にかかる時は、なるべく**平日の日中に**
- 病院での病状の説明などは、**平日の通常診療時間内に**
- 地域の総合病院では、急病や重症の患者さんの治療を行うため、**症状の安定した患者さんはかかりつけ医での診療を**お勧めすることがあります
- 医師の勤務状況によって、**主治医以外の医師が対応**することがあります

わたしたち一人ひとりの行動で病院の負担を減らし、いわての医療をまもりましょう。

詳しくはこちらもご覧ください。

（厚生労働省）
上手な医療のかかり方.jp

（岩手県）
県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議

（医師の働き方に係る周知リーフレット）

岩手県医師会勤務医部会幹事　名簿　　【岩手県医師会　参考資料１】

任期：令和6年6月1日～令和8年6月

No.	役職名	氏名	所属先
1	部会長	宮田　剛	岩手県立中央病院
2	副部会長	伊藤　智範	岩手医科大学
3	〃	久保　直彦	盛岡赤十字病院
4	〃	伊藤　達朗	葛巻町国民健康保険　葛巻病院
5	常任幹事	望月　泉	八幡平市立病院
6	〃	吉田　徹	岩手県立中部病院
7	幹事	加藤　章信	盛岡市立病院
8	〃	木村　啓二	独立行政法人国立病院機構　盛岡医療センター
9	〃	郷右近　祐司	岩手県立胆沢病院
10	〃	中野　達也	岩手県立大船渡病院
11	〃	智田　文徳	社会医療法人智徳会　未来の風せいわ病院
12	〃	磯﨑　一太	洋野町国民健康保険　種市病院
13	〃	叶城　倫子	岩手県立磐井病院
14	〃	佐々木　一裕	盛岡市立病院
15	〃	菊地　康文	一般財団法人みちのく愛隣協会　東八幡平病院
16	〃	松尾　力	岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター
17	〃	赤坂　俊樹	岩手県立中部病院
18	〃	曽根　克明	岩手県立中部病院
19	〃	伊藤　正博	奥州市国民健康保険　まごころ病院
20	〃	阿部　隆之	岩手県立磐井病院
21	〃	阿部　啓二	岩手県立高田病院
22	〃	坂下　伸夫	岩手県立釜石病院
23	〃	川村　英伸	岩手県立宮古病院
24	〃	鈴木　雄	岩手県立遠野病院
25	〃	遠野　千尋	岩手県立久慈病院
26	〃	小笠原　敏浩	岩手県立二戸病院
27	〃	前沢　千早	岩手医科大学

【岩手県医師会　参考資料２】

第 149 回岩手県医師会勤務医部会幹事会並びに
二戸医師会・久慈医師会勤務医部会会員懇談会

日　時　　令和６年 10 月 19 日 (土) 午後３時より
場　所　　二戸パークホテル(〒028-6101 二戸市福岡字八幡下 69-1)

１．開　　会　15：00～

進　行：岩手県医師会勤務医部会副部会長

２．挨　　拶

岩手県医師会　会長　本間　　博
二戸医師会　　会長　横森　浩道
久慈医師会　　会長　金子　卓司

３．報　　告

（１）岩手県医師会勤務医部会活動状況について　資料１号
（２）岩手県地域がん登録・地域脳卒中登録事業について　資料２号

４．協　　議

（１）令和６年度岩手県医師会勤務医部会総会・病院部会合同講演会について　資料３号
（２）令和７年度岩手県医師会勤務医部会移動幹事会について　資料４号
（３）令和７年度全国医師会勤務医部会連絡協議会について　資料５号
（４）その他　資料６号

５．発表・ディスカッション

テーマ『　県北医療の現状と課題　』

座　長：岩手県医師会常任理事/勤務医部会　部会長　宮田　　剛

①「　二戸病院の救急医療の課題　」
岩手県立二戸病院　救急医療科長　酒井　敏彰

②「　久慈医療圏の現状と課題　」
岩手県立久慈病院　副院長兼医療安全管理室長兼循環器内科長　大崎　拓也

③「　県北精神科医療の現状と課題　」
岩手県立一戸病院　第３精神科長　坂本　俊平

④「　軽米病院の現状と課題から　」
岩手県立軽米病院　院長　葛西　敏史

６．閉　　会

７．懇 親 会　17：00～

【岩手県医師会　参考資料３】

令和６年度岩手県医師会勤務医部会・病院部会総会並びに合同講演会

日　時　　令和７年３月１日（土）　午後２時 30 分より
場　所　　岩手県医師会館　４階　ホール

１．総　　会　14：30～

２．会長挨拶　15：00～

岩手県医師会　会長　本　間　　博

３．特別講演　15：05～16：05

座長　岩手県医師会勤務医部会　副部会長　久　保　直　彦

『　ティール組織の構築（仮題）　』

石巻赤十字病院　院長　石　橋　　悟　先生

４．質疑応答

～　休　憩　～

５．パネルディスカッション　16：30～17：30

座長　岩手県医師会　常任理事/勤務医部会・病院部会　部会長　宮　田　　剛

テーマ『　医師の働き方改革のその後　』

※発表時間各 10 分

①「　勤務管理システムの分析（仮）　」
岩手県立磐井病院　災害医療科長　前　川　慶　之　先生

②「　女性医の立場から（仮）　」
岩手県立磐井病院　麻酔科長　叶　城　倫　子　先生

③「　その後の変化を聞く自己研鑽（仮）　」
岩手県立久慈病院　脳神経内科　細　川　一　貴　先生

④「　自己研鑽、研究、教育への影響（仮）　」
岩手医科大学附属病院　心臓血管外科学講座　齋　藤　大　樹　先生

６．閉　　会　17：40

※日医生涯教育講座 2.5 単位が取得できます。

令和７年度全国医師会勤務医部会連絡協議会
プログラム（案）

日　時：令和７年11月８日（土）10：00～

場　所：ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング　４階　メトロポリタンホール

主　催：公益社団法人　日本医師会

担　当：一般社団法人　岩手県医師会

総合司会：（岩手県医師会常任理事/勤務医部会 副部会長）

メインテーマ

勤務医が生き生きと活躍できる場を作る ～混沌を成長の機会に～

9：00～　**受付開始**

10：00～10：25　**開　会**　（岩手県医師会副会長）

挨　拶
- 日本医師会会長　松本吉郎
- 岩手県医師会会長　本間博

来賓祝辞
- 岩手県知事　達増拓也
- 盛岡市長　内舘茂

10：25～11：00　**特別講演Ⅰ**

「　　」

日本医師会会長　松本吉郎

座長：岩手県医師会会長　本間博

11：00～11：50　**特別講演Ⅱ**

「　　」

講師：

座長：（岩手県医師会副会長または勤務医部会副部会長）

11：50～12：05　**報　告**

「日本医師会勤務医委員会報告」

日本医師会勤務医委員会委員長　一宮仁

12：05～12：10　**次期担当県挨拶**

大分県医師会会長　河野幸治

12：10～13：00　**昼　食**

13：00～13：50　**特別講演Ⅲ**

「　　」

講師：

座長：

13：50～15：40　**シンポジウム**『 人口減少の混沌の中で活躍する勤務医（仮） 』

（発表時間　各20分程度）

座　長　（岩手県医師会勤務医部会）

座　長　（岩手県医師会勤務医部会）

①研修医教育：「　　」

②総合診療：「　　」

③医療DX：「　　」

④女性医：「　　」

⑤岩手県：「　　」

15：40～15：55　**休　憩**

15：55～17：05　**全体ディスカッション**

17：05～　**いわて宣言採択**

17：15～　**閉　会**

18：00～20：00　**懇親会**

【北上済生会病院　参考資料】

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っております。

【病院勤務医】の負担の軽減

1. 医療クラークの配置による医師の事務作業の軽減
2. 入院や検査の説明等、他職種による業務分担の実施
3. 医師の勤務体制環境整備
   - 大学病院等への常勤医師確保の要請と診療応援の依頼
   - 当直翌日の業務内容や処遇に対する配慮

****

【看護職員等】の負担の軽減

1. 妊娠・子育て中、看護・介護中の看護職員等に対する配慮
   - 院内保育所　・短時間勤務制度の導入
2. 看護職員等と他職種との業務分担
   - 薬剤師　・リハビリ職種（理学療法士、作業療法士）
   - 臨床検査技師　・臨床工学技士　・その他(医療クラーク等)
3. 介護福祉士の夜間配置
4. 看護師、看護補助員等のさらなる増員
5. 認定看護師等、資格取得のための受講等の推進

令和６年４月１日

北上済生会病院

（院内掲示）

「医師の働き方改革」法制化に伴うお願い

医療者の過剰な労働を減らし、患者さんに良質な医療を提供するため、法令により、令和６年４月から医師の時間外勤務が制限されます。

県内の医療機関では、多くの医師が、患者さんの命と健康を守るために日夜働いており、他の職種と比べ、労働時間が長くなっています。地域医療を守り、医師の負担を軽減するには患者さんのご協力が欠かせません。

1. 症状が軽い場合は、まず、かかりつけ医(近隣の開業医等)の受診をお願いします。
2. 緊急性がない場合は、なるべく平日の一般外来の受診をお願いします。
3. 病状説明などは、平日の診療時間内での実施にご理解、ご協力をお願いします。
4. 症状が安定した患者さんはかかりつけ医への紹介にご理解、ご協力をお願いします。
5. 時間外や休日は、主治医ではない医師が対応させていただくことがありますので、ご理解をお願いします。

患者さん、ご家族にはご不便をおかけいたしますが、
医師の健康を確保し、医療の質を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて
県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議
（事務局:岩手県医師支援推進室、医療政策室）

【岩手県医療局　参考資料】

vol.8　2024年3月

医師の働き方改革 news

お問合せは：医療局医師支援推進室（℡019-629-6351）または各病院事務局まで

令和6年4月から　医師の時間外労働の上限規制がはじまります！

① 時間外労働の上限は**年 960 時間**に規制されます。

② 時間外勤務が月 100 時間を超える前に、**医師による面接指導**を行います。

「医師の働き方改革」とは

日本の医療は、医療機関に勤務する医師の長時間労働により支えられてきました。こうした現状を“改革”し、医師が健康に働き続けられるような環境を整備することで、患者さんに提供する医療の質・安全を確保すると同時に、将来にわたって持続可能な医療提供体制を維持していくための取組です。このうち、医師の時間外時間に上限を設ける制度が **2024 年 4 月からスタート**します。

2024 年 4 月から、原則として全ての勤務医の時間外勤務の上限が年 960 時間となります

- 一般の労働者の時間外勤務の上限は、月 45 時間、年 360 時間とされています。
- 医師も、一般労働者と同等の働き方を目指す一方で「臨時的に必要がある場合」として、脳疾患の労災認定基準における時間外労働の水準（複数**月平均 80 時間**以下）を考慮し、12 か月分として**年 960 時間**とされています。

毎月、時間外勤務の時間を確認しましょう

自分の時間外勤務の時間を把握するため、毎月 1 回は、前月の時間外勤務の状況を必ず確認してください。

☞勤務管理システムで超過勤務を登録する画面で各月の時間外勤務時間、累計時間、平均時間を確認することができます。

「個人メニュー＞時間外一覧＞超過勤務・休日給申請、業務外在院申告」

どうしても年 960 時間を超えてしまう場合は・・・

- 地域医療提供体制維持等のため、医師にやむを得ず年 960 時間を超えて時間外労働をさせる医療機関は、県から「**特定労務管理対象機関**」の指定を受け、その医師を「医師労働時間短縮計画」に位置付ける必要があります。
- その対象の医師については、上限が年 1,860 時間となります。対象の医師は、勤務間インターバル及び代償休息の取得が**義務化**されます。

☞ 県立病院では、中央病院、胆沢病院、磐井病院、中部病院が 4 月 1 日付けで指定となる予定です
指定病院の医師全員が、年 960 時間を超えて働くことができるわけではありません。計画に記載された医師のみです。

長時間労働医師に対する「医師による面接指導」を実施します

① 月の時間外労働が **100 時間を超える見込み**の医師に対し、**100 時間に達する前に**医師による面接指導を実施します。

②必要な講習を修了した「面接指導実施医師」が面接指導を実施します。

ポイント
- これまでも、産業医の面接指導は「事後」に実施してきました。
- 2024 年 4 月からは、「**事前**」に「**必ず**」面接指導を行うことになっていますので、ご注意ください。

「100 時間を超える見込みの医師」とは・・・

→各病院の取扱いを御確認ください

各病院の実態に合わせて、月の途中に時間外勤務の合計時間を確認し、面接指導の対象者を決定します。

たとえば　☞A 病院：毎月 15 日に、時間外勤務が 50 時間に達している医師を面接指導の対象とする。
B 病院：毎月 20 日に、時間外勤務が 80 時間に達している医師を面接指導の対象とする。

各病院で設定した時間を超えた場合に、勤務管理システムのトップにメッセージが表示されます。

面接指導実施医師とは・・・

必要な講習（面接指導実施医師養成講習会）を修了した医師が実施します。病院の管理者（院長）は面接指導実施医師になることができません。また、病院では面接指導対象医師の直属の上司とならないよう配慮します。

皆様へお願い《 時間外勤務はすぐに登録しましょう 》

- 面接指導の実施について、各病院では勤務管理システムで確認し、管理します。
- **時間外勤務をした場合は、すぐに勤務管理システムに登録**するようお願いします。

重要！ 月末や月の途中に超過勤務をまとめて入力している場合、100 時間に達する前に面接指導ができなくなりますので御協力をお願いします！

★ つらいときは…超過勤務時間が 100 時間にならなくても、各病院の「産業医」等に相談することができます。→病院の事務局等に御相談ください。

★ 超過勤務の承認者となっている科長等は、勤務管理システムで自科内の医師の超過勤務の状況を確認することができます。→ 科内の労働状況を随時確認してください。

★ 面接指導の状況については、医療法第 25 条第 1 項に基づく立ち入り検査において、確認されますので御留意ください。

医療機関の受診のしかたを見直しましょう

かかりつけ医

『かかりつけ医』をもち
診療時間内に
受診しましょう

当番医

やむなく夜間や休日に
受診する場合は
『当番医』を
利用しましょう

一関市・平泉町
夜間・休日救急当番医➡

『健康診断』を受け　日頃から
健康管理を心がけましょう

一関市　健康づくり課（一関保健センター内）
0191-21-2160

（デジタルサイネージテンプレート）

医療機関の受診のしかたを見直しましょう

救急車の利用

救急車を『適切に』
利用しましょう

救急車は、けがや急病などで緊急に病院へ
搬送しなければならない方のためのものです
救急車の利用は緊急時だけにお願いします

こども救急電話

夜間・休日のこどもの症状で困ったら
『こども救急相談電話』に
電話しましょう

☎019-605-900
または局番なしの☎#8000
相談受付時間：19時～翌8時

岩手県小児救急医療相談電話➡

一関市　健康づくり課（一関保健センター内）
0191-21-2160

【全国自治体病院協議会岩手県支部（一関市）参考資料２】

医療機関の受診の仕方を見直しましょう

～医療機関を受診する際のお願い～

かかりつけ医

『かかりつけ医』を持ち、診療時間内に受診しましょう

かかりつけ医ガイドブックはこちらから▶

※かかりつけ医ガイドブックは健康づくり課でも配布しています

こども救急相談

夜間・休日のこどもの症状で困ったら『こども救急相談電話』に電話しましょう

こども救急相談電話　☎019-605-9000
または局番なしの☎#8000

※PHS・ダイヤル回線・IP電話からは、
☎019-605-9000を
利用してください
相談受付時間：19時～翌日8時

岩手県小児救急医療電話相談▶

夜間・休日の当番医

やむなく夜間や休日に受診する場合は『当番医』を利用しましょう

夜間・休日当番医

夜間救急当番医
診療日：月曜日～金曜日
(8/13～16、12/29～1/3及び祝日を除く)
診療時間：午後6時～午後8時

休日当番医
診療日：日曜日、祝日、年末年始
診療時間：午前9時～午後5時

一関市・平泉町
夜間・休日
救急当番医▼

救急車は適切に!

救急車を『適切』に利用しましょう

救急車の利用は緊急時だけにお願いします

救急車は、けがや急病などで緊急に病院へ搬送しなければならない方のためのものです。

「救急車で病院に行けば優先的に診察してもらえる」
「救急車は無料だから…」
などの理由で救急車を利用されると、本当に救急車が必要な人への対応が遅れることになります。

『健康診断』を受け、日頃から健康管理を心がけましょう

一関市　健康こども部　健康づくり課
(一関保健センター内)　☎0191-21-2160

（ポスターＷＥＢ）

【全国自治体病院協議会岩手県支部（一関市）参考資料３】

医療費節約の心得３カ条

普段、何気なく支払っている医療費ですが、受診のときに次の3点に気を付けると、無駄な出費をなくし、医療費を節約することができます。

1．かかりつけ医を持つ

風邪やちょっとしたけがをしたとき「大きな病院のほうが何となく安心だから」「念のため専門医に診てもらいたいから」といった理由で、紹介状がないまま大きな病院を受診したことはありませんか？

初めから大きな病院を「紹介状なし」で受診すると、初診料に「特別料金」が加算される場合があります。

特別料金は全額自己負担となります（保険適用外）。

自宅近くの医療機関（診療所や中小の病院）に相談できるお医者さん（かかりつけ医）を持ち、適切なアドバイスを受けたり、紹介状を書いてもらったりしましょう。

2．時間外受診をしない

診療時間外や休日、深夜に受診すると、金額が加算され医療費が割り増しになります。急病などのやむを得ない場合以外は、なるべく平日の診療時間内に受診しましょう。

特に年末年始は休診する医療機関が多いため、事前に休診日を確認しておきましょう。

通院している人は、薬を切らさないよう余裕をもって受診しましょう。

診療時間以外に医療機関を受診した場合に加算される金額例（表の金額に健康保険が適用されます）

	時間外加算 ●おおむね8時前と18時以降 ●土曜日は8時前と正午以降	休日加算 ●日曜、祝日 ●年末年始の休診日	深夜加算 22時～6時
初診料　2,910円～	+850円	+2,500円	+4,800円
再診料　750円～	+650円	+1,900円	+4,200円

市内医療機関の診療時間を調べられます

医療情報ネット（ナビイ）

医療機関の適正受診で地域医療と家計を守りましょう

3．健康管理をする

日頃から健康管理に気を付け、病気やけがをしないことが一番の医療費節約法です。

健康管理と病気の早期発見・早期治療のため、年に一度は健診を受けましょう。

問　健康づくり課（一関保健センター内）☎㉑2160

（一関市広報 R6. 11 月号）

活用してますか？

勤改センターってご存じですか？

（正式名称：医療勤務環境改善支援センター）

すべての医療従事者が健康で安心して働くことができる職場づくりを支援します

医療機関専門

勤改センターは、無料で働き方改革などの相談が出来る支援センターです。

2024年は働き方改革本番!!準備はバッチリですか？

そんなときは、私たち専門家にお任せください！

勤改センターの活用事例

電話相談の例

電話による相談

医業経営、労務管理などの電話による相談の実施

- 36協定について教えてほしい
- 副業・兼業の労働時間管理について知りたい
- 労働時間記録の事例を知りたい など

講師派遣の例

派遣講師による研修・勉強会

例えば、
労務管理に関する院内講座の実施

- 労働関係の法令に関する解説
- 仕事と子育ての両立支援
- メンタルヘルス対策
- 意見交換会の開催支援 など

アドバイザー派遣の例

アドバイザーの訪問支援

医療機関の具体的な課題や相談項目に、訪問してアドバイスを実施

- 自院に合った研鑽のルールを作りたい
- 宿日直許可を適切に運用したい
- 時間外労働の削減に取り組みたい
- スタッフの健康支援をしたい
- 環境改善、人材確保、職員の定着（離職防止） など

中長期的な取組に対する支援

勤務環境改善により、好環境を生み出す取組を支援

- 医療機関全体でうまくタスク・シフト/シェアを進めたい
- 医師労働時間短縮計画をどのように実行していくか相談したい
- 働き方改革を進める上で経営的な観点からの助言を受けたい

Q&A よくある質問

Q 相談は無料とのことですが、アドバイザーや講師の派遣も無料ですか？
A はい。無料です。

Q 相談をきっかけとして行政指導されませんか？
A 個別の相談内容が行政指導のために使用されることはありません。

Q アドバイザーはどのような人ですか？
A 例えば、社会保険労務士の方や、医業経営コンサルタントの方です。

都道府県の医療勤務環境改善支援センターへ、お気軽にご連絡ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

勤改センター一覧

医療機関のみなさまへ

2024年4月から医師の働き方に関する新ルールが始まりました

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

働き方改革チェックリスト

2024年4月以降も医療機関で働き方改革を進めるためには、新しい36協定の様式による届出、面接指導の実施（内側をご参照ください）のほかにも大切なことがあります。
基本的な内容をピックアップしていますのでチェックリストとしてご活用ください。

STEP 01 適切な労働時間管理の実施・継続

- ☐ 労働時間管理は客観的な方法（タイムカードや勤怠管理システムなど）で行っている
- ☐ 副業・兼業先の労働時間を把握するための仕組みがあり、適切に運用されている
- ☐ 宿日直許可取得後の適切な労働時間管理がなされている（通常の業務が発生した場合に労働時間として適切に管理しているなど）
- ☐ 医師の研鑽について、医師の意見を聴きながらルールや手続きを文書で明文化している
- ☐ 勤務間インターバルを考慮した勤務シフトを作成し、勤務間インターバルを確保できなかった場合に必要な代償休息を付与している
- ☐ 医師労働時間短縮計画に基づく取組を着実に実施し、必要に応じた内容の見直しを行っている

※下線部は特にB・連携B・C水準の指定医療機関

etc.

STEP 02 医療機関全体の働きやすい環境の整備と働き方改革の推進

- ☐ ハラスメント対策のための体制がある（相談窓口の設置など）
- ☐ 子育て・介護などを行う職員への支援を整備し、広く周知している（短時間勤務など）
- ☐ 長時間労働を前提としない人事評価体系・キャリア形成ステップ等を整備している
- ☐ タスク・シフト/シェアの推進などの働き方改革を進めていく体制がある（医師を含めた多職種の会議体の設置と取組など）

etc.

いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）では、医師や医療従事者の勤務環境改善に関する情報を集約しています。

2024年4月より新様式による36協定の締結・届出、長時間労働医師への面接指導が必要になります

36協定について

医業に従事する勤務医に時間外・休日労働を行わせる場合には、新様式（様式９号の４又は９号の５）により36協定を所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

新様式（様式９号の４又は９号の５）の確認はできていますか？

36協定の新様式は
こちらからダウンロード

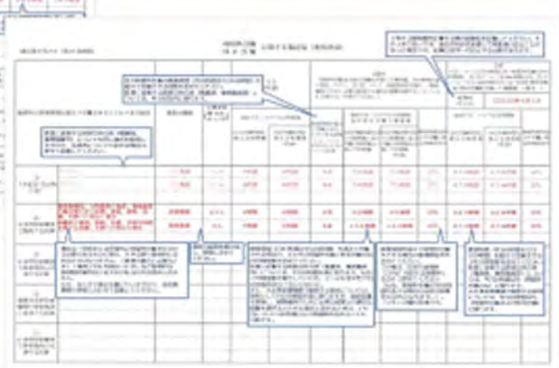

36協定の詳細や新様式への
記載例等の情報はこちら

36協定に関するご質問はこちら

36協定に関するご質問については、医療勤務環境改善支援センター
または所轄の労働基準監督署へ、お気軽にお問い合わせください。

医療勤務環境
改善支援センター

労働基準監督署

面接指導について

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる長時間労働医師に対し、面接指導を実施する必要があります。

面接指導の実施の流れ

面接指導は、長時間働く医師一人一人の健康状態を確認し、医師の健康確保のため、必要に応じて、管理者（事業者）が就業上の措置を講ずることを目的として行われるものです。

時間外・休日労働が100時間見込み

- 副業・兼業先を含めた月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる面接指導の対象となる医師を把握
- 対象となる医師に対して面接指導実施医師による面接指導の実施

面接指導実施医師による面接指導

- 面接指導対象医師が勤務する病院または診療所の管理者ではないこと
- 「面接指導実施医師養成講習会」の受講を修了していること

※上記を満たしていれば、産業医でなくても面接指導実施医師となれます。
※産業医でも上記を満たす必要はあります。

**面接指導実施
医師による書面の作成**

→

管理者・事業者へ書面の提出

面接指導後の就業上の措置について

- 副業・兼業先への面接指導結果・意見書の共有
- 面接指導記録及び意見書の保存等

管理者・事業者による健康確保措置

- 関係者間の連携体制の構築
- 産業医との適切な連携体制の構築
- 衛生委員会を通じた管理者へのアプローチ

面接指導実施医師養成講習会の受講や面接指導に関するQ&Aはこちら
https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/